

綱 紀 規 程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県中小企業診断士協会（以下「協会」という。）の目的及び事業の円滑な推進並びに協会の倫理の高揚を図るため、協会の綱紀に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、協会役員又は会員中小企業診断士が法令又は定款若しくは会員倫理規程、コンプライアンス宣言等の内部規程に違反し、協会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその中小企業診断士の品位を失墜させる行為があった場合について適用する。

(綱紀委員会)

第3条 協会は、この規程の円滑な運営を図るため、綱紀委員会を置く。

- 2 綱紀委員会は、原則として協会会長（以下、「会長」という。）の指示に応じ、協会の綱紀を保持し、肅正するために必要な調査及び懲戒に関する審査を行う。
- 3 綱紀委員会は、前項の審査の結果、役員又は会員中小企業診断士に対する懲戒が必要と認めるときは、その理由を付して会長へ報告を行う。
- 4 綱紀委員会の規約は、別に定める。

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 注意
- 二 戒告
- 三 退会勧告
- 四 役員解任
- 五 除名

(懲戒)

第5条 懲戒は、会長がこれを行う。

- 2 前条第一号から第三号までの懲戒は、理事会に、同条第四号及び第五号の懲戒は、総会にはかり、その承認を得なければならない。

(懲戒書)

第6条 協会は、懲戒する役員又は中小企業診断士の名、懲戒の種類及びその理由を記載した書面2通を作成し、会長の署名押印を得なければならない。

2 前項の懲戒書は、役員又は会員中小企業診断士に交付し、綱紀委員会にその謄本1通を保存する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。